

(2)水泳

1 招 集

- (1) 招集は、招集所において競技開始 5 分前に終了する。
- (2) 招集完了時刻にいない選手は、棄権したものとみなし出場することはできない。

2 競技者の服装

競技を行うときは、競技用の水着およびキャップを着用しなければならない。

3 競技方法

- (1) 競技種目は下記の 8 種目とする。
自由形 25 m、自由形 50 m、背泳ぎ 25 m、背泳ぎ 50 m、
平泳ぎ 25 m、平泳ぎ 50 m、バタフライ 25 m、バタフライ 50 m
- (2) 選手紹介
競技前の選手紹介の際は、椅子から立って紹介を受ける。ただし、車いす使用者および立つことが困難な選手は、座ったまま片方の手を挙げる等により紹介を受ける。
- (3) 介助
 - ① 入退水時の介助
視覚障がい者・下肢障がい者等で、入退水時に介助を要する選手には、介助員を配置する。ただし、主催者の承認を得た介助者は当該選手の介助を行うことができる。
 - ② スタート・ターン・ゴール時の介助
スタート時の介助やゴール時の頭の保護などが必要な選手、視覚障がい者でターン時およびゴール時に「合図棒」による合図を希望する選手は、あらかじめ申し出る。
 - ③ 入場介助者の競技会場内への入場
介助者の競技会場への入場を希望する者は、あらかじめ主催者の承認を得る。
- (4) 誘導
競技会場内での誘導は、競技役員および競技補助員が行う。なお、許可を受けた介助者のある場合は、競技役員の指示に従う。
- (5) 計時
計時は、自動審判計時装置および手動（ストップウォッチ）を使用する。
- (6) 出発
 - ① 自由形、平泳ぎ、バタフライのスタートは、台上、台の横からの飛込み、または水中スタートを選択できる。ただし、次の障がい区分の者は身体的理由により水中スタートをしなければならない。
 - ・肢体不自由者（以下「肢体」という）部門 1：両下腿切断または、両下肢不完全、両大腿切断または、両下肢完全、片下腿および片大腿切断、多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全、両上肢不完全および両下肢不完全（障がい区分 8、9、11）
 - ・肢体部門 2：第 7 頸髄まで残存、第 8 頸髄まで残存、下肢麻痺で座位バランスなし（障がい区分 13、14、15）

- ・ 肢体部門 3：四肢麻痺（車いす常用）、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能、両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能、片側障がいで片上肢機能全廃（障がい区分 17、18、19）
- ・ 下肢部門 4：浮具使用（障がい区分 22）

(7) 浮具の使用

障がいのために、浮具の使用が必要な選手は、参加申込時に申し出があり、かつ、審判長が認めた場合に限り、両腕、首および腰に浮具を使用してもよい。ただし、浮具は選手が用意しなければならない。

4 その他

競技開始時間、競技順はすべてプログラム記載のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は変更することもあり得る。